

三次市ブランドメッセージ
ロゴマーク使用ルールブック



広島県三次市

- 01 三次市のブランドメッセージとは
- 02 ロゴマークについて（モチーフ）
- 03 ロゴマークの種類（基本形・1色カラー・2色カラー）
- 04 ロゴマークの使用例
- 05 ご利用の条件
- 06 ロゴマークを使用する方法
- 07 注意事項
- 08 色指定
- 09 サイズ規定とクリアスペース（余白）
- 10 背景について
- 11 使用禁止例

三次の魅力をみんなで共有したい、
三次の魅力をもっと市外の人に知ってもらいたい、これからもずっと三次が元気で
魅力あるまちであるために、三次市では「シティプロモーション」に取り組んでいます。

その取組のひとつとして、三次のことをもっと広く知ってもらうために、三次の魅力を
一言で表すブランドメッセージとそのロゴマークを決めました。

ロゴマークは、三次を応援していただける方であれば、個人・団体・企業 みなさん
にお使いいただけます。

ロゴマークを活用して、三次市を盛り上げましょう。

ブランドメッセージメインコピー

みよし 人よし 元気よし

ボディコピー

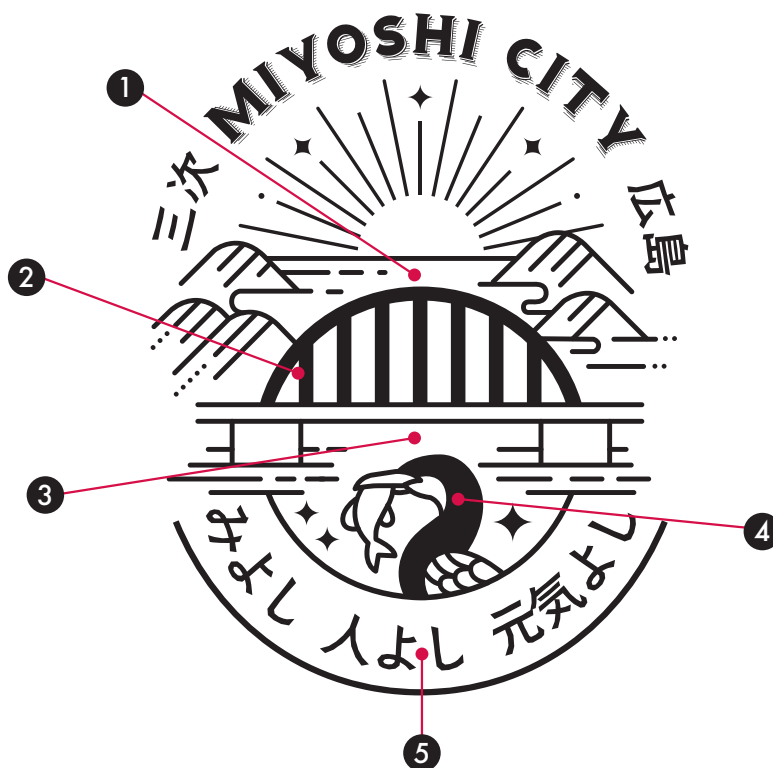
田舎の心地よさと自然の豊かさを魅力とする **みよし** は
伝統や暮らしの「つながり」をつくり、
人とのコミュニケーションを通して「ひろがり」も生み出してきました。
そこには、子育て、あそび、ふれあい…
たくさんの夢や希望を私たちに与えてくれる
あたたかい地域もあります。
みよしは、ピオーネや唐麵などのおいしい食べ物や、花火大会などの祭や、
子どもや大人のあいさつの声も聞こえてくる
元気あふれるまちです！
あなたも、やさしい人がたくさんいる、
元気あふれる三次市で暮らしてみませんか。

霧の海、巴橋、鶉飼。

三次市の特徴をギュッとひとつのロゴマークにまとめたデザインです。

また、三次市は3つの川がひとつに集まっている川のまちといった特徴もあるため、キラリと光る星3つを「鶉の周り」と「太陽の光の中」に散りばめ、川面のキラキラと三次の人の元気よさも表しました。

見ただけで「三次とわかる」、「元気でワクワクする」、そんなロゴマークができました。



モチーフ

- ① 霧の海
- ② 巴橋
- ③ 3つの川（江の川・馬洗川・西城川）の合流部
- ④ 三次の鶉飼
- ⑤ 三次市ブランドメッセージ「みよし 人よし 元気よし」

使用できるロゴマークの種類は次の3種類です。
色の決まりがあります。P8「色規定」をご確認ください。

基本形



1色カラー



2色カラー



冊子・パンフレット（会社案内、観光情報誌など）、チラシ、ポスター、のぼり、名刺、包装紙、スタッフTシャツなど

使用イメージ



名刺に



広告などに



スタッフTシャツに

- **使用料** 無料
- **使用制限** 原則なし
- **遵守事項**
 - 三次市が提供するデータを使用してください。データはホームページ上からダウンロードしてください。データ形式は、JPEG 形式と PNG 形式を掲載しています。
 - ※インターネットが利用できない方は、三次市秘書広報課までご連絡ください。
 - ※AI 形式のデータが必要な方は、別途お問い合わせください。
 - 商標・意匠登録の出願はできません。

このルールブックに定められた方法でご活用ください。

「みよし 人よし 元気よし」のロゴマークは、市の取組に賛同・応援していただける方、三次市をもっと盛り上げたいと思う方であれば、個人・法人・その他団体を問わずお使いいただけます。

使用の仕方によって届出が必要な場合がありますので、
P6「ロゴマークを使用する方法」を参照ください。

手続きが不要な場合（商用以外で使用する場合）

個人の範囲で使用する場合や、商用以外で使用する場合は手続きは不要で自由にお使いいただけます。おもしろい使い方、素敵な使い方は市の広報でお知らせしますので、ぜひご報告ください。

- 三次市民の方・三次市内の事業者・団体の方が作成する名刺
- 個人の範囲で使用する場合（SNS、年賀状、同窓会の案内状など）
- 三次市及び三次市が構成メンバーとなっている団体が使用する場合
- 三次市が後援する事業等で使用する場合
- 学校が教育目的で使用する場合（教材での使用、文化祭ポスターでの使用など）
- 報道関係が報道及び広報の目的で使用する場合

届出または報告が必要な場合（商用で使用する場合）

ご使用には、事前に届出が必要です。

ホームページからダウンロードした所定の届出書にご記入の上、デザイン案などを添付して三次市秘書広報課までメール・郵送・持参のいずれかの方法でご提出ください。

届出書に不備がある場合、使用内容に疑義がある場合は使用いただけません。

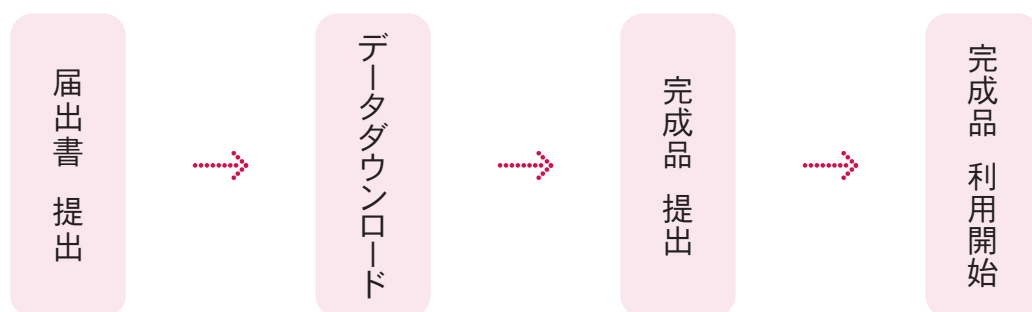
※使用制限・留意事項については次ページをご確認ください。

完成品の提出について（お願い）

作成した完成品について、使用開始前に現物または写真をご提出ください。

ご提出いただいた完成品については、市の広報紙や SNS などでも広くお知らせする予定です。

使用までの流れ



使用制限について

次の要件にあたる場合は、ロゴマークをご使用いただけません。

- 三次市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになる場合
- 商標・意匠として独占的に使用する場合
- 法令及び公序良俗に反する場合
- 政治・思想・宗教の活動に使用する場合
- 風俗営業等の営業を行う者が使用する場合
- 暴力団またはその利益となる活動を行っているものが使用する場合
- 「三次市ブランドメッセージロゴマークの使用に関する要綱」及び本ルールブックに反する場合
- その他、市長が不相当と認める場合

留意事項

- ロゴマークに関する権利は、三次市に帰属します。
- ロゴマークは、特定の個人や団体の支援、公認を行うものではありません
- ロゴマークを使用するときは、必ず自己の商標と一緒に使用してください。(ロゴマークは、三次市のブランドメッセージを伝えるものです。そのため、商品やサービスの出所を示す商標として使用することはできません。)
- ロゴマークの使用によって生じる問題・トラブル・損失の保証について、三次市は一切関与しません。

お問い合わせ先

広島県三次市 秘書広報課

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目 8 番 1 号

TEL. **0824-62-6396**

FAX. **0824-62-6223**

MAIL. **hisyo@city.miyoshi.hiroshima.jp**

単色表示（基本形・黒）



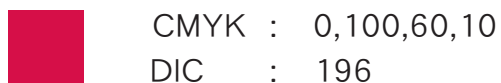
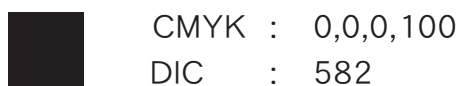
背景色が白や薄い色の場合は
スミベタ (K100%)、
背景色が黒や濃い色の場合は
白抜きで使用してください。



単色表示（1色カラー・赤）



2色表示（2色カラー・黒 / 赤）



最小使用サイズ

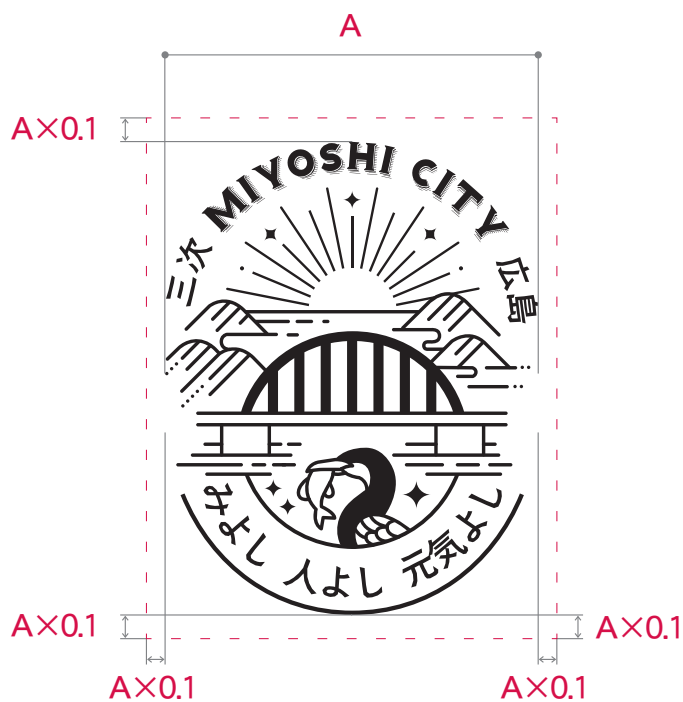
ロゴマークが明瞭に識別できる最小サイズを規定してしています。
基準内のサイズでも、ロゴマークが潰れないように十分に注意してください。



15 mm以上の上限なし

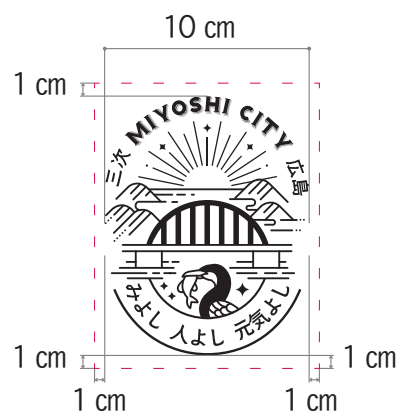
クリアスペース（保護エリア）

原則として、白地に指定色で使用してください。
ロゴマークは一定のクリアスペース（余白）を確保する必要があります。
図に示す点線の範囲内は他の文字・イメージ要素を表示しないでください。



例えば

A = 10 cm ならロゴマークの
周囲に1 cmの余白を設けること



原則として、白地に指定色で使用してください。
ロゴマークの識別性を高め、そのイメージを効果的に表現するため、背景色の明度に応じて表現してください。

フルカラーの場合



背景色が濃い場合

ロゴが認知できない場合は
白い余白を設けてください。
(余白は P9 参照)



白ぬきで使用する場合

背景色は何色でも可能で
すがロゴが認知できる色に
限ります。

モノクロの場合



背景色が濃い場合

ロゴが認知できない場合は
白い余白を設けてください。
(余白は P9 参照)



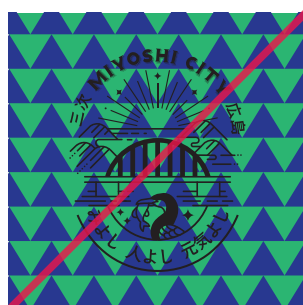
白ぬきで使用する場合

背景色は何色でも可能で
すがロゴが認知できる色に
限ります。

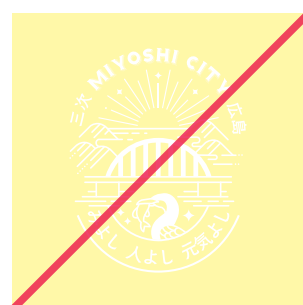
以下のような使用方法は禁止します。
禁止例以外でもロゴマークの独自性を損なうものや見る人に誤ったブランドイメージを与えてしまう使い方はしないでください。



全体的にまたは部分的に色を変えない



図柄や暗いトーンに余白無く黒やカラーで使用しない



明るいトーンの上に白ぬきしない



組み替えや一部分のみサイズを変更するなど加工しない



変形しない（平体・長体・斜体など）



影を加えない



反転しない



他のデザイン（図形・文字など）を加えない



分解して使用しない